

【令和4年度修正の主なポイント】

米子市地域防災計画・米子市広域住民避難計画（令和4年度修正案）【修正ポイント】

関係法令

【市町村地域防災計画】

・災害対策基本法第42条第1項の規定

市町村防災会議（略）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

【市町村地域防災計画（原子力災害対策）・広域住民避難計画】

・原子力災害対策特別措置法第28条の規定による災害対策基本法第42条第1項の規定の読替え適用

市町村防災会議（略）は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

修正する計画

令和4年度修正の理由

名 称

目 的

1 地域防災計画（共通対策計画ほか※）

※共通対策計画、風水害対策計画、震災対策計画、津波災害対策計画、雪害対策計画、海上災害等対策計画、航空災害対策計画、鉄道災害対策計画、道路災害対策計画、危険物等災害対策計画、大規模火災対策計画、林野火災対策計画

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減

・災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処
・米子市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、米子市区域内の公共団体、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進

◆国や鳥取県の関係規則及び計画等の修正や本市の災害の特性などを踏まえ、所要の修正を行うもの。

2 地域防災計画（原子力災害対策編）



市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護

・災害対策基本法（以下「災対法」）及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）に基づき
・中国電力（株）の原子炉等の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより発生する原子力災害の事前対策並びに発生時の緊急事態応急対策及び中長期対策について、米子市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行

◆鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画が修正されたことに伴い、所要の修正を行うもの。

3 広域住民避難計画

住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護

・島根原子力発電所において緊急事態（原災法に規定する特定事象、原子力緊急事態宣言の発出）等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施

区分	項目	背景等	修正内容
1 地域防災計画 (共通対策計画 ほか)	共通対策計画	(1) 災害対策基本法の改正に伴う避難行動要支援者に関する変更	◎ 災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成について自治体に努力義務とされたことから、関連する記載の見直しを行った。 ・ 避難行動要支援者名簿の作成の記載事項等 ・ 避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成等
		(2) 災害時における広報・連絡手段、各種判断基準等に関する変更	◎ 災害に関する広報や連絡に用いる手段等、実情にあわせた内容にするとともに、判断基準に用いる情報の記載について見直しを行った。
		(3) 米子市災害（水防）対策本部編成に関する変更	◎ 機構改革等により変更が生じた本市の現行体制にあわせて、班体制・名称等の見直しを行った。
2 地域防災計画（原子力災害対策編）		(1) 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	◎ 国の原子力災害対策指針の修正を踏まえ、県が、原子力災害医療機関や原子力事業者の協力を得て甲状腺被ばく線量モニタリングを実施すること、及び今後甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の整備等について検討することを追記した。
		(2) 中国電力と締結した安全協定の改定内容の反映	◎ 島根原子力発電所周辺の安全確保のために必要と認める場合の対応について、県が、「立入調査」を行い（米子市は安全協定に基づく確認）、その結果必要があると認める場合は、米子市及び境港市の意見を聴取し、中国電力に直接、又は国を通じて適切な措置（原子炉の停止を含む）を講ずることを求めることを記載した。
		(3) 武力攻撃事態等に係る対応の追加	◎ 原子力発電所への武力攻撃が発生した場合は、国民保護法に基づき実状に応じて避難を行うことや、政府による事態認定までの間は地域防災計画に基づく対応を行うこと等を追記した。
3 広域住民避難計画		(1) 屋内退避の基本方針等の記載	◎ 屋内退避に関する基本方針や屋内退避時の物資の供給体制等について追記。また、屋内退避中に物資の枯渇等によりその継続が困難となった場合には、避難に切り替えることを追記。
		(2) 「島根地域の緊急時対応」の記載等の反映	◎ 中国電力が米子市、境港市内に避難用福祉車両を5台配備し、あらかじめ県と定める手順に基づき運転等を含めた運用をすることを追記。 必要に応じて中国電力が物資の支援をすることを追記。 対応困難な事項については国に対して支援を要請することを追記。また、不測の事態に対しては自衛隊等の実動組織による支援が行われることを追記。
		(3) 避難円滑化に係る取組の反映	◎ 段階的避難の実施に当たっては、道路監視カメラ等により道路状況等を確認し避難を指示することによって、避難の円滑化を図ることを追記。